

食料・農業・農村政策審議会経営分科会
農業災害補償法の施行に関する小委員会
報告概要

1 家畜共済に係る診療点数表に関する事項

諮問事項

第2 家畜共済診療点数表の改定について

家畜共済診療点数小委員会（開催日時：平成16年12月2日～3日、座長：加茂前 委員）において調査・審議を行い、以下のとおりの結論を得た。

(1) 農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第33条第1項及び第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が点数を定める診療の種類の変更等

- 「整歯」、「抜歯」及び「胎盤停滞除去」について、診療内容の難易度を検討し、牛と馬に区分して定める。
- 「開腹手術」、「開胸手術」を行った場合で、2,000ミリリットルを超える補液投与を行った場合の医薬品に関する増点規定を設ける。
- 「子宮捻転整復」の備考の1を「1 子宮捻転を整復した場合及び子宮捻転を整復して胎子を娩出させた場合とする。」に改め、適用細則の1を「1 胎子の娩出ができない場合であっても、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合には適用する。」に改めるとともに、「子宮捻転整復後に難産となり、切胎又は帝王切開を行った場合は、点数の重複を避け、種別の上位の点数の適用で対応すること」を明記し、それぞれ「切胎又は帝王切開の点数を適用する」旨を記載する。
- 「難産介助」について、胎子摘出後、新生子牛に対し、蘇生術（胎水の吸引かつ酸素吸入）を行った場合の増点規定を設ける。

(2) 規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数（A種点数）の現行算定基礎中、変更を必要とする事項

- 物価の動向等を勘案し、全体としては据え置くものとする。
- 「静脈内注射」について、留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合の増点規定を設ける。
- 「整歯」及び「抜歯」について、牛と馬に区分し、馬に使用する器具の点数を盛り込む。
- 「静脈注射」等の種別に、医療廃棄物処理に係る費用を盛り込む。

(3) 規則第33条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数と規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数との差（B－A種点数）の診療の種類ごとの見直し

- 人事院勧告等を勘案し、全体としては据え置くものとする。
- 「往診」について、労働条件等を考慮して、備考欄の夜間、深夜又は悪天候時の往診について、現行のB種点数に加える点数を引き上げる。また、長距離往診のうち12kmを超えるものについて、現行のB種点数に加点するものとする。
- 「静脈内注射」について、生後60日齢以内の子牛に静脈注射を行った場合の増点規定を設ける。
- 「難産介助」の種豚について、備考欄の規定を難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合には、B種に300点程度を増点する規定に変更する。
- 「整歯」及び「抜歯」の馬について、診療内容の難易度を検討し、引き上げる。
- 「ヘルニア整復」、「胎盤停滞除去」及び「尿道切開手術」について、診療内容の難易度を検討し、引き上げる。
- 「立会診」、「乳汁簡易検査」、「卵巢直接注射」及び「胃洗浄」について、診療内容の難易度を検討し、引き下げる。

2 家畜共済に係る薬価基準に関する事項

諮問事項

第3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、 薬価の算定方法及び収載する医薬品について

家畜共済薬価基準小委員会（開催日時：平成17年1月11日～12日、座長：小久江 委員）において調査・審議を行い、以下のとおりの結論を得た。

(1) 収載基準

諮問どおりとする。

(2) 薬価の算定方法

諮問どおりとする。

(3) 収載する医薬品

ア 収載基準に基づき、収載希望があった医薬品及び収載希望のないもので治療に必要と認められる医薬品について調査審議を行った結果、①畜主が自ら応用するのを常態とするもの（炭酸カルシウム）、②疾病予防薬（プロゲステロン膈内注入薬）、③寄生虫駆除薬（イベルメクチン注射薬）、④既に製造中止され、在庫を考慮する必要のないものについては、不収載とし、他の医薬品については収載とすることが望ましいこと。

イ 改正薬事法（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）第2条による改正事項。以下同じ。）が平成17年4月1日から施行されることに伴い、家畜共済薬価基準表への収載希望があった医薬品であって収載基準に合致すると認められる日本薬局方収載医薬品の後発品（同一成分、同一組成のもの）であって、平成17年3月31日までに動物用医薬品として農林水産大臣から製造承認を得る見込みのあるもの（平成16年12月31日までに承認申請があったもの）については、収載するように措置すべきであること。

ウ 既に製造中止されたが在庫があると思われるものについては、薬価基準

表の「第5部その他」として収載し、平成17年6月30日まで適用することが望ましいこと。

エ 収載基準に基づき、収載希望があった医薬品及び収載希望のないもので治療に必要と認められる医薬品770品目について調査・審議の結果、収載を妥当とするものは次のとおり。

注 射 薬	471 品目
内 用 薬	171 品目
外 用 薬	76 品目
注入・挿入薬	48 品目
合 計	766 品目

(4) その他

なお、改正薬事法の施行に伴い、医薬品の製造承認が製造会社から製造販売会社に変更となることから、家畜共済薬価基準表には、製造販売会社を記載することとするとともに、製造許可承認の承継又は会社の統合等により製造販売会社名が変更になった場合にも、同一医薬品であれば給付対象となるように所要の規定の整備を行うこと。

食料・農業・農村政策審議会経営分科会農業災害補償法の施行に関する
小委員会(診療点数) 専門委員名簿(五十音順、敬称略)

あなみ もりお
穴見 盛雄

(社) 熊本県獣医師会会長

いなに わまさのり
稲庭 政則

(社) 日本獣医師会理事

かも まえひでお
◎加茂前秀夫

東京農工大学農学部獣医学科教授

きむら ようこ
木村 容子

群馬県家畜衛生研究所 所長

すずき ようこ
鈴木 洋子

神奈川県農業共済組合 家畜部長

なかの やすはる
中野 恭治

兵庫県農業共済組合連合会 家畜部長

◎は、座長

食料・農業・農村政策審議会経営分科会農業災害補償法の施行に関する
小委員会(薬価基準) 専門委員名簿(五十音順、敬称略)

おおしま さとし
大島 慧

(社) 日本動物用医薬品協会常勤参与

おに まるとしひさ
鬼丸 利久

宮崎県農業共済組合連合会 リスク管理指導センター 所長

おばら とよひこ
小原 豊彦

(社) 栃木県獣医師会副会長

こく ええ い いち
◎小久江 栄一

東京農工大学農学部獣医学科教授

はな づみひろみ
花積 博實

福島県農業共済組合連合会 家畜診療センター 所長

◎は、座長